平成２８年（フ）第７６号
佐賀県杵島郡白石町大字牛屋7860番地２、前住所佐賀県杵島郡白石町大字牛屋393番地１有明西分団地Ｆ
債務者　久原自動車工場こと　久原　裕次
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　力久　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７８号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲3913番地17
債務者　立山　一郎
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　行武　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙969番地４
債務者　浦川商店こと　浦川由紀江
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人桑原法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８３８号
横浜市緑区長津田みなみ台１丁目２番地　県営長津田アパート７棟203号
債務者　前田　　忠
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出田　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８号
福岡県直方市大字植木153番地130、前住所福岡市中央区大手門２丁目４番８－803号
債務者　西谷　直子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高城　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１２２号
北海道枝幸郡浜頓別町北１条３丁目20番地
債務者　佐川　孝二
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
熊本県玉名郡長洲町大字上沖洲205番地、前住所熊本県玉名郡長洲町大字腹赤３番地
債務者　石本　良誠
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　康一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第５６０号
埼玉県久喜市栗橋北１－４－11、住民票上の住所埼玉県久喜市栗橋北１丁目２番１－106号
債務者　並木印刷こと　並木　欣次
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６１号
埼玉県久喜市栗橋北１－４－11、住民票上の住所埼玉県久喜市栗橋北１丁目２番１－106号
債務者　並木奈津子
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７９号
岐阜県各務原市川島松原町290番地
債務者　カタノ商会こと　脇田　浩之
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１７８号
大阪市中央区内淡路町３丁目２番15－401号
債務者　大久保経営事務所こと大永綜合経営事務所こと　大久保元永
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　智祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５８号
札幌市中央区南11条西12丁目１番28－105号
債務者　伊藤　弘美（旧姓下條）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１３号
埼玉県久喜市栗原３丁目14番地38
債務者　荒井　晴夫
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６８８号
札幌市豊平区美園１条５丁目１番８－601号
債務者　坂口　寿美
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５８号
札幌市白石区川北2272番地９
債務者　関井　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０４号
札幌市白石区菊水５条１丁目６番９－222号
債務者　藤岡　光祥
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５３号
札幌市東区北18条東12丁目２番８号　アークコート北18条Ⅲ301号
債務者　宮本　貴行
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部